

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日)において、「医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。」との指摘がされた。</p> <p>それを踏まえて、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。</p> <p>また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。</p> <p>このため、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、非営利ホールディングカンパニー型医療法人制度(仮称)及びその他の事業再編(医療法人の分割等)に関する制度見直しについて検討を進め、法改正について検討するとともに必要な税制措置を講じていく。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するためには、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)等を踏まえて、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくことが必要である。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成 25 年 12 月 26 日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。</p> <p>また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。</p>	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>	
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>複数の医療法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)を創設することにより、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)の設立数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により、非営利ホールディングカンパニー型法人の設立が促進され、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。</p>	
8	有効性等	①: 適用数等	—
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携が強化できず、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築が進まなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療機関等が、競争よりも協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていけるようにするための仕組みを地域の選択肢として設けるためには、非営利ホールディングカンパニー型法人制度を創設し、その促進を図る観点から租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>非営利ホールディングカンパニー型法人制度は、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくものであり、規制の一定程度の緩和や政策融資等と併せて非営利ホールディングカンパニー型法人制度の促進を図り、法人運営を支援する観点から必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>規制の一定程度の緩和や政策融資等を検討していく。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10	有識者の見解		<p>「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人になれることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>